

学 費 減 免 規 程

(目的)

第1条 この規程は、今治看護専門学校（以下「本校」という。）に在籍する学生で、令和2年度より施行の高等教育修学支援新制度の学費減免対象と認められる者に対して定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で学費とは、高等教育修学支援新制度で定められた入学金、授業料のことをいう。

(資格)

第3条 この規程による減免の対象となる者は、本校に在籍し、文部科学省が定める下記の要件すべてに該当する者とする。

- (1) 当該学生の世帯が、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者。
- (2) 学業成績基準（別紙1）を満たしていない者。

(期間)

第4条 減免期間は、第一看護学科学生は3年間、第二看護学科学生は2年間とする。

(減免額)

第5条 当該年度の減免額は、高等教育修学支援新制度で定めた通り、当該学生の世帯が住民税非課税世帯は上限額、それに準ずる世帯は3分の2または3分の1とする。

(減免方法)

第6条 学費は本校が指定した期日までに納入するものとし、納入確認後、減免を実施するものとする。

(申請方法)

第7条 本校が指定した期日までに所定の申請用紙を提出する。減免対象者となった者については、本校より決定通知書を通知するものとする。

(その他)

第8条 その他減免に関する決定事項については、学校運営委員会で議決する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

学業成績基準	
廃止	<p>次の1～4に該当し、そのことについて災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<p>次の1～3に該当し、そのことについて災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められないとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。 2 学年成績順位が下位4分の1の範囲に属すること。（次のア、イに該当する場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合。 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在籍年数